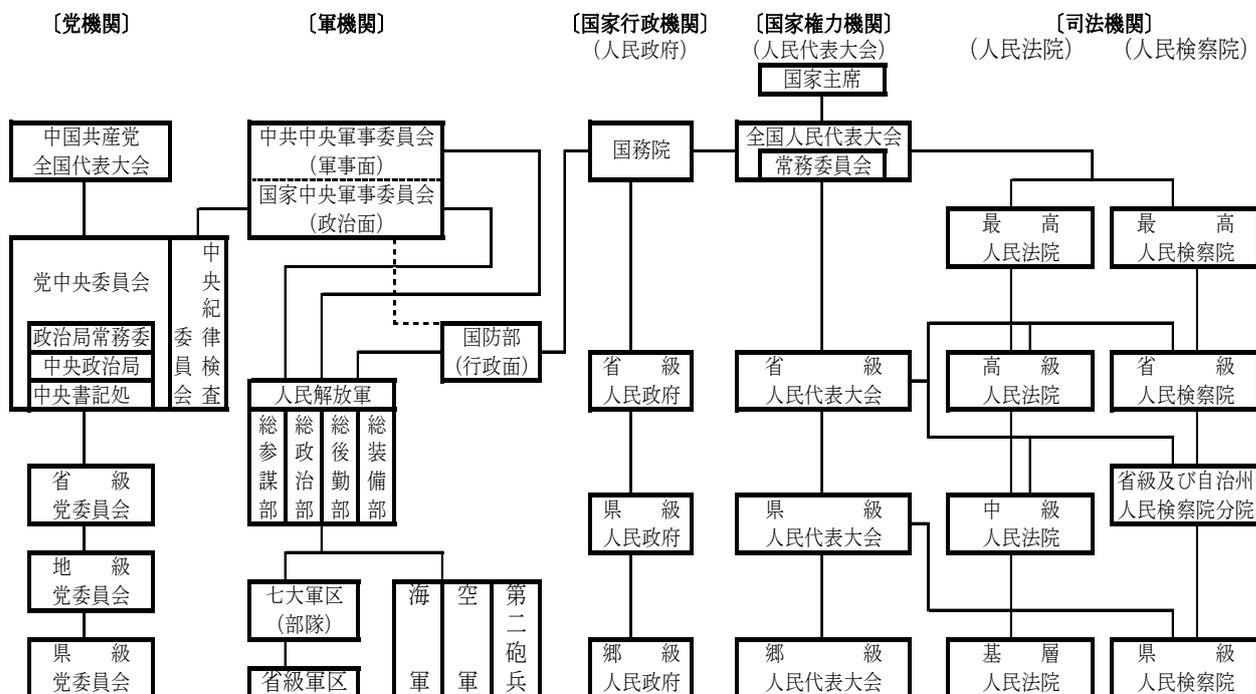


第1章 国家の政治・行政機構

国家の政治・行政機構は、全国人民代表大会、国家主席、国務院、人民法院、人民檢察院、中央軍事委員会等から構成されている（憲法第3章）。

図表1-1 国家の政治・行政機構



(注) 上図は典型的なものを記載した基本図である。

(出所) 21世紀中国総研編『中国情報ハンドブック2006年版』を参考に作成。

各機構の概要は次のとおりである。

- ・全国人民代表大会…国家の最高の国家権力機関（憲法第57条）。
- ・人民法院…国家の裁判機関（憲法第123条）。
- ・人民檢察院…国家の法律監督機関（憲法第129条）。
- ・中央軍事委員会…人民武装力の最高統治権をもつ国家の軍事指導機構（憲法第93条）。

以下では、全国人民代表大会、国家主席、国務院、中国共産党について紹介する。

1 全国人民代表大会及び同常務委員会

(1) 全国人民代表大会

全国人民代表大会（以下、「全人代」という。）は、国家の立法権を行使する最高の国家権力機関である（憲法第57条、第58条）。国権は全て人民に属し（憲法第2条第1項）、その人民が国権を行使する機関が全人代である（同第2項）。

全人代は、省、自治区、直轄市及び軍隊が選出する代表によって構成され、その任期は5年である（憲法第59条第1項、第60条第1項）。

大会は、全人代常務委員会（後述）の招集により、毎年1回開催され（憲法第61条）、慣習的に毎年3月頃に開催されている。

全人代の主な職権は次のとおり（憲法第63条、第64条）。

- ア 憲法の改正
- イ 刑事、民事、国家機構その他に関する基本的法律の制定、改正
- ウ 国家主席、副主席の選出
- エ 国務院総理の選定（国家主席の指名に基づく）
- オ 国務院副総理、国務委員、各部部长、各委员会主任、会計検査長、秘書長の選定（国務院総理の指名に基づく）
- カ 中央軍事委員会主席、最高人民法院院長、最高人民検察院検察長の選出
- キ 国家予算及びその予算の執行状況の報告に対する審査、認可
- ク 全人代常務委員会の不適當な決定を改め、又は取消すること
- ケ 戦争と平和の問題の決定

なお、憲法の改正は、全人代常務委員会又は5分の1以上の全人代代表がこれを提議し、かつ全人代が、全代表の3分の2以上の賛成によってこれを採択することとされている（憲法第64条第1項）。実際にこれまで、1975年、78年、79年、80年、82年、88年、93年、99年及び2004年に憲法改正が行われている。

(2) 全人代常務委員会

全人代には、その常設機関として常務委員会が設置されている（憲法第57条）。常務委員会は、全人代の閉幕期間中に全人代に代わって権力を行使し、全人代に対して責任を負い、活動を報告することとされている（憲法第69条）。

常務委員会は、委員長、副委員長、秘書長、委員により構成され（憲法第65条第1項）、任期は5年、委員長及び副委員長は2期を超えて連続して就任してはならないとされている（憲法第66条）。また、常務委員会の構成員は、国家行政機関、裁判機関及び検察機関の職務に従事してはならない（憲法第65条第4項）。

常務委員会の活動は、常務委員会委員長により主宰され、常務委員会会議は、常務委員会委員長により召集される（憲法第68条第1項）。また、委員長、副委員長、秘書長によって構成される委員長会議において、常務委員会の重要な日常事務が処理されることとなっている（憲法第68条第2項）。

常務委員会の主な職権は次のとおり（憲法第67条）。

ア 憲法の解釈、憲法実施の監督

イ 全人代が制定すべき法律以外の法律の制定、改正

ウ 全人代の制定した法律の部分的補充、改正

エ 国民経済・社会発展計画及び国家予算について、その執行過程で作成しなければならない部分的調整案の審査及び承認

オ 部長、委員会主任、会計検査長及び秘書長の選定（国務院総理の指名に基づく）

カ 中央軍事委員会主席以外の構成員の選定（中央軍事委員会主席の指名に基づく）

キ 国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院の活動の監督

ク 最高人民法院の副院長等、最高人民検察院の副検察長等を任免すること（それぞれ最高人民法院院長、最高人民検察院検察長の申請に基づく）

ケ 国務院の制定した行政法規、決定及び命令のうち、憲法及び法律に抵触するものを取消すること

コ 省、自治区、直轄市が制定した地方性法規及び決議のうち、憲法、法律及び行政法規に抵触するものを取消すること

サ 外国に駐在する全権代表の任免

シ 外国と締結した条約及び重要な協定の批准、廃棄

なお、ウ～カは、全人代の閉会期間中にのみ行使するものである。

2 国家主席

国家主席は、全人代によって選出される。その被選挙権は選挙権及び被選挙権を有する満45歳以上の中国公民である。また、その任期は、5年で、2期を超えて連続して就任することができない（憲法第79条）。

国家主席の主な職権は次のとおり（憲法第80条、第81条）。

- ア 法律の公布
- イ 国务院の総理、副総理、国务委員、各部部長、各委員会主任、会計検査長及び秘書長の任免
- ウ 国家の勲章及び荣誉称号の授与
- エ 特赦令、戒厳令の発布
- オ 戦争状態の宣言、動員令の発布
- カ 外国に駐在する全権代表の派遣、召還
- キ 外国と締結した条約及び重要な協定の批准、廃棄
- ク 国事活動の実施、外国使節の接受（中国を代表して）

なお、ア～オは、全人代及び同常務委員会の決定に基づき、またカ～キは、同常務委員会の決定に基づき行うこととされている。

3 国务院

国务院、すなわち中央人民政府は、全人代の執行機関、最高の国家行政機関であり（憲法第85条）、日本の内閣に相当するものである。国务院は、総理、副総理、国务委員、各部部長、各委員会主任、秘書長らによって構成され、その任期は5年である（憲法第86条、第87条）。総理は、国家主席の指名に基づき全人代で選出され、国家主席により任免される（憲法第62条第1項第5号、第80条）。

国务院では、総理責任制が実施され、総理は国务院の活動を指導するとともに、国务院を代表して全人代及びその常務委員会に対して責任を負い、かつ活動を報告することとされている（憲法第86条第2項、第92条）。

国务院の主な職務は次のとおり（憲法第89条）。

- ア 憲法及び法律に基づき、行政上の措置を定め、行政法規を制定し、並びに決定及び命令を発布すること
- イ 全人代又はその常務委員会に議案を提出すること
- ウ 各部及び各委員会の任務及び職責を定め、その活動を統一的に指導すること
- エ 国民経済・社会発展計画及び国家予算を編成し、執行すること
- オ 教育、科学、文化、衛生、体育、計画出産、民政、公安、司法行政、監察等の行政活動を指導し、管理すること
- カ 行政機構の編制を審議・決定し、法律の定めるところにより、行政職員の任免、研修、考課及び賞罰を行うこと

4 中国共産党

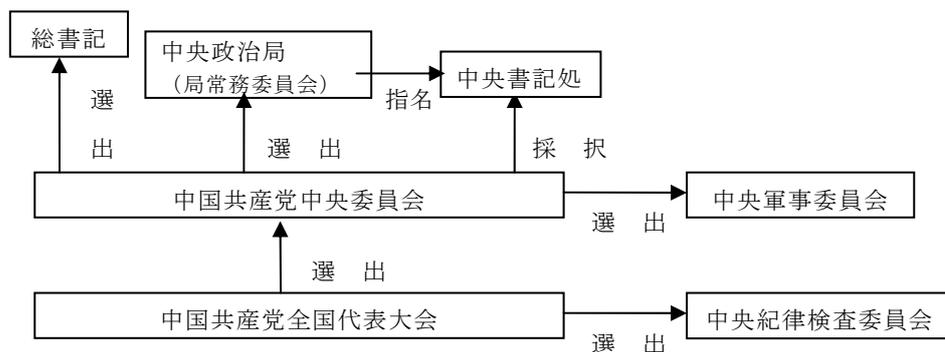
全人代と国務院のほかに大きな力を持っているのが共産党組織である。中国の執政党であり、中華人民共和国憲法序言に「中国は共産党が指導する」旨明記されている。

2005年末現在党員は約7,080万人おり、総人口に占める比率は約5%である。党組織は中央から地方まで国家機関と並行して存在しており、党委員会などの党組織が各種政策の企画・実施や人事管理など多くの面で、国家機関を指揮・指導している。また、その組織が職場、学校及び住民自治組織等、地域の隅々にまで張りめぐらされている。これらの仕組みは、「対口（部門）指導体制」「党管幹部体制」と呼ばれる。

- ・対口（部門）指導体制…国家機関に対応する機関を各級党委員会の中に設置し、党機関が当該国家機関を直接指導する仕組み。これにより、党機関が決定し、国家機関が実行するという関係が築かれている。
- ・党管幹部体制…国家機関の主要な人事権を全て党機関が掌握する仕組み。国家機関のポストについては、全て幹部職務名称表に基づき、どの党機関が任命権を持つかが決められている。法律上の任命手続きは、党による人事を追認するものに過ぎないものとさえ言われている。（参考：中国研究所編『中国年鑑2006』267頁）

党の中央組織は、総書記以下、中央政治局、中央政治局常務委員会、中央書記処、中央委員会、中央紀律検査委員会及び中央軍事委員会から構成される。中央委員会は、中央委員と中央候補委員によって構成され、中央委員会が、中央政治局委員、中央政治局常務委員会委員、中央委員会総書記及び中央軍事委員を選出し、共産党全国代表大会が中央委員会及び中央紀律検査委員会構成員を選出する。また、中央政治局常務委員会が中央政治局の事務機構である中央書記処を指名し、中央委員会で採択する。

図表 1 - 2 党中央組織



共産党全国代表大会は、原則として5年に1回開催され、党の重要問題を討議するほか、党規約の改正、中央委員会報告の審査、中央委員の選出などを行う。また全国代表大会の閉会中は、中央委員会が代わって決議を執行し、ほぼ1年に1回中央委員会総会が開催され、重要な方針・政策が決定される。

なお、各地方にも各級党委員会など党組織が設置されている（第2章第2節後述）。